別紙第３号書式

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

Ⅰ　基本的事項

１　事業の概要

特別会計名：　水道事業会計

事　　業　　名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和3年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	☑適　用　　□非適用
団　　体　　名※	新発田市	職員数※（H21．4．1現在）	37
構成団体名			

注１　事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
２　「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

２　財政指標等

資本費	92（　18年度）	公営企業債現在高（百万円）	8,947（　20年度）
累積欠損金　（百万円）	0（　20年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	312（　20年度）
不良債務　（百万円）	0（　20年度）	財政力指数※	0.57（　19年度）
資金不足比率　（%）	0（　20年度）	実質公債費比率※　（%）	11.5（　19年度）
		経常収支比率※　（%）	86.5（　18年度）

注１　資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
　なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。
２　財政指標については、条件該当年度を（　）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

３　合併市町村等における公営企業の統合等の内容

□　新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☑　旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
□　該当なし

〔合併期日：平成17年5月1日　合併前市町村：新発田市、紫雲寺町、加治川村〕
　加治川村には水道事業はなく、合併前から新発田市水道事業の給水区域であったため、水道事業は、2市町の合併であった。合併から3年以内に料金を統一することとして、平成20年4月1日に統一を行った。

注１　「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第２条第２項に規定する合併市町村及び同条第１項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第７項の規定による告示のあったものをいう。
２　「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第２条第２項に規定する合併市町村（平成７年４月１日以後に同条第１項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
３　□にレを付けた上で内容を記入すること。

４　公営企業経営健全化計画の基本方針等

区　　分	内　　容
計　　画　　名	新発田市水道事業経営健全化計画
計　画　期　間	平成21年度から平成25年度（5ヶ年）
計画策定責任者	新発田市長　片山　吉忠
既存計画との関係	新発田市水道ビジョン（平成21年～27年）
公表の方法等	新発田市ホームページで公表　　計画承認後料金改定案とともに議会に説明
基　本　方　針	給水人口の減、経済の低迷や節水型社会を背景として、有収水量は、近年減少傾向が続いている。今後の水需要も減少する見通しであることから、収入減が予測される。老朽化した施設の更新と耐震化等を進め、安定した給水を確保した上で、組織や人員配置の見直し、アウトソーシングを進めて、経費削減・事業効率化を推進する。

注　計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの５か年とすること。

Ⅰ　基本的事項（つづき）

5　繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区　　分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合　　計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	394.8	479.0	273.6	1147.4
	補償金免除額	87.7	133.4	41.2	262.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注１　「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

２　各欄の数値は小数点第２位を切り上げて、小数点第１位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第２位が０であるが、小数点第３位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6　平成２１年度における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利５％以上６％未満 (平成21年度末残高)	年利６％以上７％未満 (平成21年度末残高)	年利７％以上 (平成21年度末残高)	合　　計
公営企業債	上水道事業債	394,778	478,984	273,541	1,147,303
					0
					0
					0
					0
合　　計 (A)		394,778	478,984	273,541	1,147,303
※上記のうち一般会計負担分（再掲）					
合　　計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		394,778	478,984	273,541	1,147,303

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利５％以上６％未満 (平成21年度末残高)	年利６％以上７％未満 (平成21年度末残高)	年利７％以上 (平成21年度末残高)	合　　計
公営企業債					
合　　計 (A)					
※上記のうち一般会計負担分（再掲）					
合　　計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注１　地方債計画の区分ごとに記入すること。

２　必要に応じて行を追加して記入すること。

３　「※上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

Ⅱ　財務状況の分析

区　　分	内　　容
財務上の特徴	新発田市の水道事業は、昭和３年に当時の新発田町が良質な飲料水と生活用水の確保を求める地域住民の声に応える形で開始した。その後、４期にわたって給水区域拡張事業を実施し、平成１３年度からは市内の中山間地域への給水区域拡大に向けて第５期拡張事業を実施しており、平成２４年度末に完了し、普及率１００％になる予定である。 しかし、これらの拡張事業や老朽管更新事業等の借入れで未償還残高は平成２０年度末で約８９億円になっており、これらの償還が財政を圧迫している要因になっている。さらに、減価償却費についても年々増加しており、平成２０年度は損益で赤字決算となった。
経営課題	課　題　①　事業の見直しと効率化 水道事業を、より低いコストで運営するため、経費節減と効率的な事業経営に努める。
	課　題　②　組織体制のスリム化とアウトソーシングの推進 組織体制を見直してスリム化を図ると共に、可能な業務については積極的にアウトソーシングを推進する。
	課　題　③　水道水の利用促進 近年、給水人口の減少と節水器具の普及等で給水収益が減少しているので、安全でおいしい新発田の水道水をお客様に積極的にPRし、お客様により多くの水道水を使っていただけるよう努める。
	課　題　④　適切な料金と料金体系の設定 受益者負担の原則に沿った適切な水道使用料を設定するほか、水道使用量減少時代に適合した料金体系構築を目指す。
	課　題　⑤　企業債未償還残高の縮減 経営の圧迫要因となっている企業債の償還金や利子負担を低く抑えるため、新規の企業債発行額を抑制すると共に、高利率企業債の低利率企業債への借換えや企業債の繰上げ償還を進める。また、給水収益に対する企業債残高の割合が類似団体と比較して高くなっている。
留意事項	上記のほか、遊休土地の有効活用、水道技術者の確保と養成、簡易水道と水道事業の経営統合を実施する。

注１　「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

２　「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

３　「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

４　必要に応じて行を追加して記入すること。

III　今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区分 ＼ 年度	平成１６年度（計画前５年度）（決算）	平成１７年度（計画前４年度）（決算）	平成１８年度（計画前３年度）（決算）	平成１９年度（計画前々年度）（決算）	平成２０年度（計画前年度）（決算見込）	平成２１年度（計画初年度）	平成２２年度（計画第２年度）	平成２３年度（計画第３年度）	平成２４年度（計画第４年度）	平成２５年度（計画第５年度）
収益的収支 収益的収入 1．営業収益 (A)	1,677	1,847	1,858	1,833	1,833	1,823	1,918	1,936	1,924	1,892
(1) 料金収入	1,643	1,813	1,790	1,792	1,778	1,772	1,876	1,872	1,859	1,850
(2) 受託工事収益 (B)	3	1	1		1	2	2	2	2	2
(3) その他	31	33	67	41	54	49	40	62	63	40
2．営業外収益	47	37	40	45	34	28	25	28	23	27
(1) 補助金										
他会計補助金										
その他補助金										
(2) その他	47	37	40	45	34	28	25	28	23	27
収入計 (C)	1,724	1,884	1,898	1,878	1,867	1,851	1,943	1,964	1,947	1,919
収益的支出 1．営業費用	1,327	1,437	1,489	1,512	1,598	1,561	1,537	1,590	1,707	1,669
(1) 職員給与費	279	303	340	283	341	285	231	263	327	272
基本給	156	156	161	157	161	136	127	131	136	136
退職手当		26	51		51	38		25	81	25
その他	123	121	128	126	129	111	104	107	110	111
(2) 経費	531	579	563	614	611	611	627	617	654	656
動力費	38	45	47	49	52	52	53	54	55	56
修繕費	6	5	4	4	7	4	3	3	4	4
材料費	1									
その他	486	529	512	561	552	555	571	560	595	596
(3) 減価償却費	517	555	586	615	646	665	679	710	726	741
2．営業外費用	353	358	342	333	313	296	245	233	219	206
(1) 支払利息	349	357	341	329	313	296	245	233	219	206
(2) その他	4	1	1	4						
支出計 (D)	1,680	1,795	1,831	1,845	1,911	1,857	1,782	1,823	1,926	1,875
経常損益 (C)-(D) (E)	44	89	67	33	-44	-6	161	141	21	44
特別利益 (F)										
特別損失 (G)	1	1	4	2	1	1				
特別損益 (F)-(G) (H)	-1	-1	-4	-2	-1	-1				
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	43	88	63	31	-45	-7	161	141	21	44
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	264	281	248	241	203	157	151	225	280	221
流動資産 (J)	1,248	1,591	1,410	1,113	867	850	840	830	820	810
うち未収金	266	357	462	239	269	176	151	111	45	
流動負債 (K)	493	809	702	450	293	390	256	368	423	353
うち一時借入金										
うち未払金	458	757	647	386	180	290	254	267	321	237
不良債務 (L)										
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）										
不良債務比率（$\frac{(L)}{(A)-(B)}$ ×100）										
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (M)										
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (N)	1,674	1,846	1,857	1,833	1,832	1,821	1,916	1,934	1,922	1,890
資金不足比率 ((M)／(N)×100)										

(単位:百万円, %)

区分	年度	平成16年度(計画前5年度)(決算)	平成17年度(計画前4年度)(決算)	平成18年度(計画前3年度)(決算)	平成19年度(計画前々年度)(決算)	平成20年度(計画前年度)(決算見込)	平成21年度(計画初年度)	平成22年度(計画第2年度)	平成23年度(計画第3年度)	平成24年度(計画第4年度)	平成25年度(計画第5年度)
資本的収支 資本的収入	1. 企業債	310	343	479	340	296	1,449	326	217	210	160
	2. 他会計出資金	59	68	153	135	73	178	90	68	68	26
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金	12	7	12	17	13	12	12	12	12	12
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	155	152	184	133	139	176	151	111	45	
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	155	230	218	144	268	196	195	208	188	202
	9. その他										
	計 (A)	691	800	1,046	769	789	2,011	774	616	523	400
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	691	800	1,046	769	789	2,011	774	616	523	400
資本的支出	1. 建設改良費	978	1,156	1,425	1,084	1,041	1,135	1,101	964	893	589
	うち職員給与費	36	40	42	42	43	43	34	34	34	17
	2. 企業債償還金	365	423	415	449	489	1,670	544	550	543	534
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他										
	計 (D)	1,343	1,579	1,840	1,533	1,530	2,805	1,645	1,514	1,436	1,123
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		652	779	794	764	741	794	871	898	913	723
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	559	605	612	653	698	710	719	749	766	706
	2. 利益剰余金処分額										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	93	174	182	111	43	84	152	149	147	17
	計 (F)	652	779	794	764	741	794	871	898	913	723
補てん財源不足額 (E)-(F)											
積立金現在高		340	273	264	258	312	260	140	130	122	232
企業債現在高		8,754	9,184	9,249	9,140	8,947	8,726	8,508	8,175	7,842	7,468
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	8,754	9,184	9,249	9,140	8,947	8,726	8,508	8,175	7,842	7,468
	うちその他に係るもの										

(2)他会計繰入金

(単位:百万円)

区分	年度	平成16年度(計画前5年度)(決算)	平成17年度(計画前4年度)(決算)	平成18年度(計画前3年度)(決算)	平成19年度(計画前々年度)(決算)	平成20年度(計画前年度)(決算見込)	平成21年度(計画初年度)	平成22年度(計画第2年度)	平成23年度(計画第3年度)	平成24年度(計画第4年度)	平成25年度(計画第5年度)
収益的収支分		18	5	6	7	3	6	5	5	5	5
	うち基準内繰入金	18	5	6	7	3	6	5	5	5	5
	うち基準外繰入金										
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
資本的収支分		71	75	165	152	86	190	102	88	88	47
	うち基準内繰入金	71	75	165	152	86	190	102	88	88	47
	うち基準外繰入金										
	うち赤字補てん的なもの										

（３）経営指標等

(単位:%)

		平成１６年度 (計画前５年度) （決 算）	平成１７年度 (計画前４年度) （決 算）	平成１８年度 (計画前３年度) （決 算）	平成１９年度 (計画前々年度) （決 算）	平成２０年度 (計画前年度) (決算見込)	平成２１年度 (計画初年度)	平成２２年度 (計画第２年度)	平成２３年度 (計画第３年度)	平成２４年度 (計画第４年度)	平成２５年度 (計画第５年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※	(%)	99.0	101.3	98.2	97.5	93.2	96.0	106.5	104.1	98.1	100.4
総収支比率(法適用)	(%)	102.6	104.9	103.4	101.7	97.6	99.6	110.2	109.0	102.6	104.0
経常収支比率(法適用)	(%)	102.6	105.0	103.7	101.8	97.7	99.7	110.2	109.1	102.6	103.9
営業収支比率(法適用)	(%)	126.4	128.6	124.8	121.2	114.7	115.5	117.7	114.8	106.3	106.7
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率 収益的収入分	(%)	1.0	0.3	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
うち基準内繰入金	(%)	1.0	0.3	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
うち基準外繰入金	(%)										
うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)										
資本的収入分	(%)	10.3	9.4	15.8	19.8	10.9	22.0	13.2	13.9	16.4	11.3
うち基準内繰入金	(%)	10.3	9.4	15.8	19.8	10.9	22.0	13.2	13.9	16.4	11.3
うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注１　上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率（%）

ア　地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第１項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×１００

イ　地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第１項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×１００

(2) 総収支比率（%）＝総収益／総費用×１００

(3) 経常収支比率（%）＝経常収益／経常費用×１００

(4) 営業収支比率（%）＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×１００

(5) 累積欠損金比率（%）＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×１００

(6) 収益的収支比率（%）＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×１００

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)（%）＝不良債務（又は実質赤字額）／（営業収益－受託工事収益）×１００

(8) 繰入金比率（%）＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×１００

２　上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率（%）＝供給単価※1／給水原価※2×１００

※1 供給単価（円／㎥）＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価（円／㎥）＝（経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア　地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量

イ　地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率（%）＝使用料収入／汚水処理費×１００

（４）収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
１　料金設定の考え方、料金収入の見込み	○料金設定の考え方 ･前回、平成１６年度の料金改定においては資金収支方式で料金改定をおこなっている。 ･料金体系は口径別･逓増制をとっている。これは使用する給水管の口径の大きさに応じて料金を設定しているので客観的に公平性が確保できることと逓増制は生活用水などの価格を低廉化する目的と、水道サービスの無駄な需要を抑制し適正な消費が実現されることから採用している。また、経営の安定化と負担の公平性を図る観点から基本料金と従量料金の二部料金制をとっている。今後は平成２２年度に料金改定を予定しており、料金算定方式は、前回と同様の資金収支方式とし、算定期間は平成22年度から25年度を計画している。また料金改定の際には、現行の逓増制体系の逓増度の緩和等を合わせて実施する計画である。 ○料金収入の見込み 国の機関である国立社会保障･人口問題研究所の平成１５年１２月に発表した将来人口予測は平成１２年時点で１０６，０１６人であった新発田市、旧豊浦町、旧紫雲寺町及び旧加治川村を合わせた人口（平成１５年度及び平成１７年度に合併）は、平成２７年には１０１，００３人と５，０００人余り減少すると推計している。 一般家庭向けの給水量が総給水量の７割余りを占める新発田市の場合、人口の減少が水需要に与える影響は大きく、家庭、企業などでの節水意識の浸透と相俟って、このまま行けば、料金収入が減少して平成２３年度以降は、収益的収支が赤字となり、平成２２年度から４年間で約4億4千5百万円の資金不足が生じると推計している。 そのため平成２２年度には、料金改定の実施を予定しており、料金算定期間中の資金不足は解消する見込みである。
２　他会計繰入金の見込み	一般会計から第５期拡張事業、老朽管更新事業及び合併特例債による紫雲寺地区整備事業にそれぞれ繰入れている。 第５期拡張事業は事業の最終年度である平成２４年度（当初予定は平成２６年度であったが事業の見直しで平成２４年度となった。）まで繰入れてもらう予定である。 老朽管更新事業は、事業は継続するものの繰入金は平成２０年度で終了（平成２１年度の国の経済対策で追加補正あり）した。また、紫雲寺地区整備事業は合併特例債が終了する平成２７年度まで継続して繰入金を見込んでいる。
３　大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	○大規模投資の有無 平成１３年度から実施している第５期拡張事業が平成２４年度で完了する予定である。（総事業費約３８億円） ○資産売却等による収入の見込み なし
４　その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費については、「新発田市水道ビジョン」の人員計画に基づいた支出を見込んでいる。（水道ビジョン作成時と一部変更あり）

注１　収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
　２　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ　経営健全化に関する施策

項　　目	Ⅱの課題番号	具　体　的　内　容
1　行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	②	平成２０年度に策定した「新発田市水道ビジョン」に基づく人員計画に沿って、人件費総額の削減を図っている。
○　地方公務員の職員数の純減の状況	②	○職員数の推移（給与支弁職員数） ・平成１７年度　合併　４３名 ・平成１９年度　４２名（1名減）　退職者不補充 ・平成２１年度　３７名（5名減）　一部業務委託、契約事務の一元化 ○今後の計画 ・平成２２年度　３３名（4名減）　機構改革 ・平成２３年度～２７年度　技術職員を計画的に採用を図りながら、第5期拡張事業が完了することから２７年度は2名減の３１名体制を計画している。
○　給与のあり方	①	基本的には国の人事院及び県の人事委員会の勧告を尊重し、市の給与水準に準じて支給している。
◇　国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	①	給与構造の見直しについては、平成１８年4月から実施した国家公務員に準じて実施済みである。 地域手当は支給していない。
◇　技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当なし（技能労務職員はいないため）
◇　退職時特昇等退職手当のあり方	①	退職時特昇は実施していない。 退職手当については、一般会計（国の制度に準拠）に準じて支給している。
◇　福利厚生事業のあり方	①	法定福利費の事業主負担は、市町村職員共済組合の規定に基づき実施している。
2　物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やＰＦＩの活用等		
○　維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		
○　指定管理者制度の活用等民間委託の推進やＰＦＩの活用		

Ⅳ　経営健全化に関する施策（つづき）

項　　目	Ⅱの課題番号	具　体　的　内　容
3　コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	○コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げ 現在の水道料金は平成１６年度に改定したもので、算定期間は平成１９年度までの4年間であった。算定期間終了の平成１９年度に見直しも検討されたが、収入も確保され、損益も黒字だったことから、改定せずに現在に至っている。 しかし、水道料金収入等が減少したことから平成２０年度決算で約４，５００万円の純損失がでたことと財政見込みで平成２４年度から資金不足が生じることが見込まれることから、平成２２年度の改定を目途に検討している。 ○売却可能資産の処分等による歳入の確保 遊休資産の売却による処分を検討している。
○　料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
4　経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○　経営健全化や財務状況に関する情報公開		決算状況については財務状況も含めて、ホームページに公開している。また、市の広報でも一般会計と合わせて、概要を掲載している。 平成１９年度からは「水道事業ガイドラインに基づく業務指標」、平成２１年度には「新発田市水道ビジョン」をホームページと広報に公表している。
○　行政評価の導入		市全体の取組みで平成12年度から「市民満足経営」「安定経営」の実現に向け行政評価システムの導入に着手し、平成13年度から本格的に開始した。また、平成17年3月には、行政評価の取り組みを一過性のものとすることのないように、行政評価に関する基本的な事項を定めた「新発田市行政評価条例」を制定した。評価結果については、ホームページ及び広報で公表している。
5　その他	③	○水道水の利用促進については、拡張地域等には上水道の接続をお願いする文書などの配布を実施している。 ○上水道の接続の推進を図るため、平成２１年度には、新たな水道敷設地区で上水道を接続するお客様を対象とした工事負担金分割納入制度を創設した。また、宅内配管工事費の融資制度の創設も検討している。 ○ボトルドウォーターを平成２０年度から作成して、市のイベント等で配布し、水道水利用のPRに努めている。

注１　上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

２　上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

３　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果

１　主な課題と取組み及び目標

課　題	取　組　み　及　び　目　標
１　職員数の純減や人件費の総額の削減	平成２０年度をベースに平成２７年度は、４２人から１１人削減し３１人の計画である。また、退職給与金を除く人件費は３３４，５０７千円から８２，６８１千円を削減し２５１，８２６千円の計画である。
２　経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	欠損金は生じていないが、平成20年度決算から純損失が発生しており、平成２２年度に水道料金の改定を行い、資金不足を解消する計画である。
３　一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
４　その他	拡張地域での接続率向を目指して、接続要請チラシの配布、接続工事負担金分割納入制度を創設などを行い、宅内配管工事の融資制度の創設準備をすすめている。また、水道水のボトルドウォーターを作成し、水道水利用促進に活用している。

注１　上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
　２　必要に応じて行を追加して記入すること。

２　年度別目標等　　※ 次頁以下（１）から（５）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

１．次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、２に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。

２．各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。

３．「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前５年間の「増減数」の合計は「計画前５年間実績」欄に計上すること。

４．「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前５年度の間に実施したものに限る。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。

５．４による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前５年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前５年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前５年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

６．計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前５年間の「改善額」の合計については「計画前５年間実績」欄に計上すること。

７．「改善額　合計」欄及び「計画前５年間改善額　合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前５年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。

８．「(参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「５ 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

９．以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。

10．必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

２　年度別目標等

（１）水道事業

①　年度別目標

（単位：百万円、%）

課　題	目標又は実績	平成１６年度（計画前５年度）（決　算）	平成１７年度（計画前４年度）（決　算）	平成１８年度（計画前３年度）（決　算）	平成１９年度（計画前々年度）（決　算）	平成２０年度（計画前年度）（決算見込）	計画前５年間実　績	平成２１年度（計画初年度）	平成２２年度（計画第２年度）	平成２３年度（計画第３年度）	平成２４年度（計画第４年度）	平成２５年度（計画第５年度）	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率	4.76							6.35				
	改善額（料金の適正化）※１	78	78	78	77	77	388		112	111	111	110	444
	未収金の徴収対策												
	改 善 額						0						
	一般会計負担金の額												
	改 善 額（負担金の確保等）												
	資産の有効活用												
	改 善 額（収入増額）												
	その他（　　）												
	改 善 額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化		市町村合併										
	職員給与費（退職手当以外）	315	317	331	325	333		290	265	272	280	264	
	改 善 額							43	68	61	53	69	294
	給与水準												
	改 善 額												
	その他（人員削減　内数　）												
	改 善 額							43	68	61	53	69	294
	職員給与費（退職手当）		26	51		51		38		25	81	25	
	職員数　（人）					42		37	33	34	35	33	
	増 減 数　（人）							-5	-4	1	1	-2	
	維持管理費等												
	改 善 額（適正化）												
	工事コスト※２												
	改 善 額（縮減額）												
	その他（　　）												
	改 善 額												
	累積欠損金比率	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	増　減												
	企業債現在高	8754	9184	9249	9140	8947		8726	8508	8175	7842	7468	
	増　減	-55	430	65	-109	-193		-221	-218	-333	-333	-374	
					計画前５年間改善額　合計						改 善 額　合　計		738
											（参考）補償金免除額		262.3

注１　「課題」欄については、「１　主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
　２　各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点（翌年３月３１日時点）の職員数を記入すること。
　３　※１「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
　　※２「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。
　４　改善額の算出方法については、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
　５　必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

②　経営状況

	平成１６年度（計画前５年度）（決　算）	平成１７年度（計画前４年度）（決　算）	平成１８年度（計画前３年度）（決　算）	平成１９年度（計画前々年度）（決　算）	平成２０年度（計画前年度）（決算見込）	平成２１年度（計画初年度）	平成２２年度（計画第２年度）	平成２３年度（計画第３年度）	平成２４年度（計画第４年度）	平成２５年度（計画第５年度）
給水人口　（千人）	86.2	94.2	94.4	94.3	94.1	94.2	94.2	94.3	94	94.1
年間総有収水量　（千㎥）	10,640	11,310	11,184	11,206	11,165	11,110	11,056	11,023	10,944	10,882
公称施設能力　（㎥／日）	55300	60250	60250	60250	60250	60250	60250	60250	60250	60250
１日最大配水量　（㎥／日）	40021	41953	41423	41149	41838	42245	41986	41620	41416	41096
最大稼働率　（%）	72.4	69.6	68.8	68.3	69.4	70.1	69.7	69.1	68.7	68.2
供給単価　（円／㎥）	154.41	160.27	160.08	159.94	159.27	159.51	174.24	174.34	174.42	174.49
給水原価　（円／㎥）	157.67	158.06	163.65	164.57	171.07	167.2	163.61	167.63	177.8	173.88

③　簡易水道事業の統合に係る基本方針

注　「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

・平成１９年１２月に策定済みの「簡易水道統合計画書」に沿って、簡易水道５事業と上水道事業の統合を進めている。当初計画より１年早い平成２７年度末までに統合を完了する予定である。